

# 国立大学法人群馬大学コンプライアンス推進規則

平成25. 3. 1 制定  
改正 平成28. 4. 1 平成29. 5. 1  
平成29. 5. 1 平成29.12. 1  
平成30. 4. 1 平成31. 4. 1  
令和 2. 4. 1 令和 3. 4. 1  
令和 4. 4. 1 令和 5. 4. 1  
令和 6. 4. 1 令和 7. 4. 1

## (目 的)

第1条 この規則は、国立大学法人群馬大学（以下「本学」という。）におけるコンプライアンスの推進に関し必要な事項を定め、もって公正な業務の遂行を図り、本学の社会的信頼の維持及び向上に資することを目的とする。

## (定 義)

第2条 この規則において、「コンプライアンス」とは、本学に勤務する役員及び教職員等（派遣契約等に基づき本学の業務に従事する者を含む。以下「教職員等」という。）が、業務の遂行に当たって法令及び本学の規則等を遵守することをいう。

## (最高責任者)

第3条 本学におけるコンプライアンスの推進に関する最高責任者は、学長とする。

## (総括責任者)

第4条 本学に、コンプライアンスの推進に関する業務を総括させるため、コンプライアンス総括責任者を置く。

2 コンプライアンス総括責任者は、理事（総務・財務担当）をもって充てる。

## (推進責任者)

第5条 本学に、学部等におけるコンプライアンスの推進について、責任及び権限を持つものとして、コンプライアンス推進責任者（以下「推進責任者」という。）を置く。

2 推進責任者は、別表に定める学部の長等をもって充てる。

3 推進責任者は、当該学部等のコンプライアンスの推進のための施策の策定、実施、実施効果の検証及び施策の見直し等について掌理する。

4 推進責任者は、前項の実施状況等について、随時、総括責任者に報告するものとする。

## (教職員等の責務)

第6条 教職員等は、常にコンプライアンスの重要性を深く認識するとともに、群馬大学行動規範（平成20年7月1日学長裁定）及び群馬大学科学者行動規範（平成19年4月1日学長裁定）を遵守し、公正な職務の遂行に努めなければならない。

## (役員会の役割)

第7条 コンプライアンスの推進に関する重要事項は、役員会の議を経て学長が決定する。

(組織の連携)

第8条 コンプライアンスの推進上必要がある場合には、監事、会計監査人及び監査室は、相互に連携を図る。

(公益通報)

第9条 教職員等は、法令違反行為等を知り得たときは、国立大学法人群馬大学公益通報者保護等規程(令和4年4月1日制定)の定めるところにより通報を行うことができる。

2 前項の通報を受けた場合の取扱いは、国立大学法人群馬大学公益通報者保護等規程に基づき処理する。

3 第1項の通報は、誹謗中傷その他不正の目的で行ってはならない。

(事務)

第10条 コンプライアンスの推進に係る事務は、法務・コンプライアンス室において処理する。

(規則の改廃)

第11条 この規則の改廃は、役員会の議を経て、学長が行う。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、コンプライアンスの推進に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この改正は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

コンプライアンス推進に係る責任者一覧

学 部 等	推 進 責 任 者	備 考
共同教育学部	学 部 長	教育学研究科を含む。
情報学部	学 部 長	情報学研究科を含む。
医学系研究科	研 究 科 長	医学部医学科を含み、医学部附属病院を除く。
保健学研究科	研 究 科 長	医学部保健学科を含む。
理工学府	学 府 長	理工学部を含む。
食健康科学研究科	研 究 科 長	
パブリックヘルス学環	学 環 長	
医理工レギュラトリーサイエンス学環	学 環 長	
生体調節研究所	所 長	
医学部附属病院	病 院 長	
総合情報メディアセンター	センター長	
大学教育・学生支援機構	機 構 長	
研究・産学連携推進機構	機 構 長	
重粒子線医学推進機構	機 構 長	
未来先端研究機構	機 構 長	
数理データ科学教育研究センター	センター長	
食健康科学教育研究センター	センター長	
多職種連携教育研究研修センター	センター長	
多職種人材育成のための医療安全教育センター	センター長	
共同利用設備統括センター	センター長	
ダイバーシティ推進センター	センター長	
事務局	事 務 局 長	監査室含む。